

公募要領に関する質問について

No	質問		回答
1	その他	人員基準及び報酬加算について、管理者、計画作成担当者の兼務及び、看護師の兼務は可能でしょうか。	・3 職種の兼務は事業の運営及び管理者の責務にあたる業務に支障があると考えられるため原則認めておりません。管理者と計画作成担当者等、計画作成担当者と介護職員等の兼務については、管理や計画作成担当者としての業務に支障がないと認められる場合等は例外的に兼務を認める場合がございます。 ・管理者の兼務について詳細は「別紙 1」をご参照ください。 ※看護職員については、認知症対応型共同生活介護における人員基準において必須配置とはされていません。医療連携体制加算等、加算算定の要件のための人員配置である場合は各種加算の算定要件を別途ご確認ください。
2	その他	定員9名満床で、ショートステイ1名依頼があった場合受け入れは可能でしょうか。	・ショートステイ（短期利用認知症対応型共同生活介護費）を算定する場合には、ユニットの定員の範囲内で空いている居室等を利用することが条件としてあることから、定員9名満床の場合は受け入れはできないこととなっております。
3	その他	定員9名満床で、ショートステイ1名、緊急時措置入所の依頼があった場合受け入れは可能でしょうか。	・ショートステイ（短期利用認知症対応型共同生活介護費）の受け入れについては、No.2の回答のとおりです。 ・緊急時措置入所の受け入れについては、定員9名満床の場合でも、事業所の受け入れ態勢が整っている場合は受け入れ可能です。
4	その他	備品リストについて、備品リストにある（AED・AEDのバッテリー交換や電極パットの交換・電化製品・布団シーツ類など）の消耗に伴い、破損・劣化があった場合、うるま市で交換、購入して頂けるのでしょうか。	・備品リストの消耗に伴う破損・劣化があった場合、うるま市で交換、購入は行っておりません。事業所で交換、購入をして頂くこととなっております。